

2018年3月10日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

著作権法と憲法的価値を巡る新潮流

—各国の議論と日本での最新の動き（柔軟な権利制限にかかる改正案も含めて）—

主催：科学研究費補助金 基盤研究A 平成27～31年度

「知的財産権と憲法的価値」

共催：科学研究費補助金 基盤研究A 平成27～31年度

「私人の権利行使を通じた法の実現」

はじめに

中山信弘（明治大学研究・知財戦略機構顧問、東京大学名誉教授）

本日は寒いところありがとうございます。

世の中には実に多くの法律が存在致します。しかしそれらの法律は単独で存在しているというわけではなく、あたかも人間の臓器のように相互に有機的な結束をしておりまして、その結果全体として世の中がうまく回っているということが言えます。著作権法だけを取り出してその条文をいかに正確に解釈しても、それだけでは真の著作権法を理解することはできません。例えば民法や刑法、独禁法、さらには憲法等の知識がなければ著作権法の真の理解、つまり生きた法としての著作権法を理解することはできません。このことは著作権法の世界がタコ壺に入ってはいけないということを意味しています。常に世の中の色々な事象に目を向けてバランスの取れた著作権法の解釈ということが必要になって参ります。

全ての法の上には憲法があり、全ての法は憲法に反することはできず、当然著作権法も憲法適合的であればなりません。ただ現在の著作権法は昭和45年にできたので、立法の際には当然法制局等のチェックを受けており、一応現行著作権法は憲法に反するものではないという推測が成り立つと思います。従って、刑法における尊属殺人の規定のように条文自体が違憲ということは、著作権法上絶対ないとは断言できませんが、おそらくは著作権法のある条文が憲法に反するという可能性は低いであろうと思います。しかしながら、著作権法の条文自体が合憲であると致しましても、その条文の適用次第では憲法違反となることもないわけではありません。特に著作権法はある意味では他人の表現の自由を抑えるという効果がありますので、著作権法と憲法における表現の自由の規定とは常に緊張関係にあるだろうと思います。海賊版のように他人の著作物の表現をそのまま使って商売をしているというような場合は、引用等の権利制限規定で救済されない限り、ほとんどの場合は侵害とされるでしょうし、それが妥当である場合が圧倒的に多いだろうと思われます。

それに関して翻案については微妙な問題を含んでおります。他人の表現を利用して自己表現をするということは稀でなく、音楽の世界、文学の世界、あるいは絵画の世界においても古来、模倣あるいは翻案と言われるような形での傑作というものも無数にあるわけでございます。また、パロディの場合は極めて重要な自己表現のツールであると考えられますけれども、パロディは他人の表現を利用することによって初めて可能になるという場合も少なくないというか、大半がそうであろうと思われます。これらの全てを著作権侵害とすることは表現の自由の重大な侵害ということにもなりかねず、また社会全体からみればユーザーの知る権利の侵害になるということもあり得るだろうと思ひます。

アメリカでは著作権といえはすぐ憲法の表現の自由の規定が問題になるようです。憲法と著作権法は深い関係にあると考えられております。アメリカでは著作権法が憲法に違反をしないという大きな理由と致しましては、「アイデアと表現の二分論」、「著作権の存続期間の有限性」、それに「フェア・ユース規定」と言われておりますけれども、それでもなおアメリカでは憲法と著作権に関する事件は多々あります。それに対しまして、フェア・ユースというバッファ規定をもたないわが国におきましては、パロディに典型的に見られるように、著作権法と憲法とは緊張関係にありまして、著作権法の解釈におきましても常に表現の自由という観点を忘れてはならないと思ひます。ただ、憲法が問題になると致しましてもただちに憲法 21 条の表現の自由の規定が直接適用されるという場合より、はむしろ引用あるいは翻案の規定の解釈において表現の自由ということを参酌するという場合も多いだろうと思われます。

従来我が国ではこの憲法と著作権法の関係につきましてはあまり研究されておひませんでしたがけれども、近年におきましては若い憲法学者あるいは民法学者、そして知的財産法学者によって研究がかなり進んでおり、本日はその研究の一端をご披露できればと思ひておひます。今日のシンポジウムを最後までお聞きいただければ幸ひでございます。